

平成25年 3月4日

亀岡市議会議長 木曾 利廣 様

発議者 湊 泰孝

馬場 隆

中村 正孝

藤本 弘

石野 善司

西村 克己

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び亀岡市議会会議規則第14条の規定により提出します。

議第 1 号議案

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

亀岡市議会会議規則（昭和 5 3 年亀岡市議会規則第 1 号）の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則

亀岡市議会会議規則（昭和 5 3 年亀岡市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

広報広聴会議	議会の広報広聴の推進に関する協議又は調整を行うこと。	議長が指名する議員	委員長
政策研究会	市の政策研究を行うこと。	議会運営委員会で承認された議員	政策研究会代表者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。